

知らないとい
損をする

医療機関の適正受診について

普段、何気なく払っている医療費ですが、受診の際に次の点に気をつけると、無駄な出費をなくし、医療費を節約することができます。

1. いきなり大病院は、特別料金がかかる場合があります。 かかりつけ医を持ちましょう。

風邪やちょっとしたけがなどの際に、最初から大病院（ベッド数 200 床以上）を紹介状なしで受診すると、初診料に「特別料金」が加算される場合があります。

特別料金は、医療機関が自由に設定でき、全額自己負担となります（保険適用外です）。自宅近くの医療機関（診療所や中小の病院）に相談できるお医者さん（かかりつけ医）を持ち、適切なアドバイスを受けたり、紹介状を書いてもらったりしましょう。



2. 時間外、休日、深夜には料金が加算されます。 受診時間に注意しましょう。

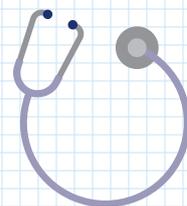
診療時間外や休日、深夜に受診すると、加算がついて医療費が割増しになります。初診の場合、時間外加算は 850 円（自己負担割合 3 割の方の場合、自己負担は 260 円増）、休日加算は 2,500 円（750 円増）、深夜加算は 4,800 円（1,440 円増）です。急病等のやむを得ない場合以外は、なるべく加算のつかない時間帯に受診しましょう。



3. 病院を変えるたびに初診料がかかります。 重複受診を避けるため医師に相談しましょう。

治療中に、自分の判断だけで医療機関を変えると、その都度初診料がかかります。また、検査も最初から繰り返すなど、金銭的にも身体的にも負担になります。

他の医師の意見を聞いてみたいときは、かかりつけ医に相談してセカンド・オピニオン先の医師あてに紹介状を書いてもらいましょう。信頼できるかかりつけ医を持つことが大切です。



4. ジェネリック医薬品を使いましょう。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間満了後に、有効成分、分量、用法、用量、効能・効果が同じ医薬品として申請され、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。

開発にかかる費用が少なくすむため、価格を低く抑えることが可能になっています。（3～5割安くなっているものもあります）。医師や薬剤師に相談してみましょう。



5. 健康が一番の節約法です。年に一度は健診を受けましょう。

日頃から健康管理に気をつけ、病気やけがをしないことが一番の医療費節約法です。健康管理と病気の早期発見・早期治療のため、年に一度は健診を受けましょう。



福祉医療費受給者の人へのお願い

子ども医療費や障害者医療費、母子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費などの受給者証をお持ちの人は、病院・薬局等の窓口でお金の負担なく受診することができます。しかし、適正に使われないと医療費の増加につながり、「無償」で受けられる制度を維持していくことが難しくなります。

上記の節約法などを参考にいただき、医療機関の適正受診にご協力をお願いします。